

令和6年9月26日宣告 静岡地方裁判所刑事第1部

裁判官(裁判長)國井恒志 谷田部峻 益子元暢

事件番号平成20年(た)第1号

事件名 住居侵入、強盗殺人、放火被告事件

【主文】

被告人は無罪。

【理由】

第1 本件公訴事実の要旨

本件公訴事実の要旨は、被告人が、昭和41年6月30日午前1時30分頃、金品強取の目的で、当時の静岡県清水市(現在は合併により静岡市清水区)所在の本件会社専務取締役藤雄方居宅に忍び入り、金銭を物色中、藤雄に発見追跡され、同家裏口付近で格闘するに至ったので、所携のくり小刀(刃渡り約12cm)を振るい、殺意をもって、藤雄(当時41歳)の胸部等を数回突き刺し、さらに、このことに気付いた家人をも殺害しようと決意して同家居間に至り、同所において藤雄の妻ちゑ子(当時39歳)、藤雄の長男雅一郎(当時14歳)及び二女扶示子(当時17歳)の胸部背部等を上記くり小刀でそれぞれ突き刺し、被害者らに瀕死の重傷を加えた上、藤雄が保管していた本件会社の売上現金20万4095円、小切手5枚(額面合計6万3970円)及び領収証3枚を強取し、次いで、上記の犯跡を隠蔽する目的で被害者らに混合油を振りかけ、マッチでこれに点火して同家に放火し、もって藤雄らの現住する木造平家建住宅1棟を焼限するとともに、上記加害行為により、藤雄を右肺刺創等による失血のため、ちゑ子及び雅一郎を胸部等刺創による出血と全身火傷のため、扶示子を心臓刺創による失血と一酸化炭素急性中毒のため、それぞれ死亡するに至らしめて殺害したというものである。

第2 本件再審公判に至る経緯と審理経過の概要

(省略)

第3 本件の争点及び当裁判所の判断の骨子

【本件の争点】

本件の争点は、被告人の犯人性、すなわち、被告人が本件犯行の犯人であるか否かである。

【検察官の主張】

(主張①)被告人の自白を犯人性の立証に用いないことを前提として、犯人が本件工場関係者であることが強く推認される上、(主張②)証拠から推認される犯人の本件事件当時の行動を被告人がとることが可能であったこと、(主張③)本件工場の1号タンク内から発見された5点の衣類は、被告人が本件犯行時に着用し、本件事件後に1号タンク内に隠匿したものであること、被告人が犯人であることと整合する諸事情が存在することが認められると主張する。

その上で、5点の衣類を除く本件主張①及び本件主張③の事実のみによっても被告人の犯人性は相当程度推認され、本件主張②の事実を併せ考慮すれば、被告人の犯人性は優に認められると主張する。そして、検察官は、1年余り1号タンク内でみそ漬けされた5点の衣類の血痕に赤みが残る現実的な可能性は否定されず、また、5点の衣類等のDNA型を鑑定した本田鑑定は信用性が乏しいなどとして、弁護人の主張を踏まえても、被告人が本件犯行後、5点の衣類を1号タンク内に隠匿したことに合理的な疑いは生じず、5点の衣類がねつ造であるとの主張には根拠がないと主張する。

【弁護人の主張】

本件は、被害者らに対する怨恨を晴らす目的での複数人による犯行であるから、動機のない被告人が本件犯行の犯人でないことは明らかである上、

血痕を付着させた着衣を1年以上みそ漬けした場合には血痕の赤みは消失するから、点の衣類はその発見直前に1号タンク内に隠匿されたものであり、また、本田鑑定によれば5点の衣類の血痕のDNA型が被告人のものと一致しないなどとして、5点の衣類は、犯行着衣でも被告人の着衣でもなく、捜査機関によってねつ造された証拠であって、同様にねつ造された証拠である鉄紺色ズボンの共布と併せ、本件の証拠から排除されるべきであると主張する。

加えて、弁護人は、本件検察官調書について、任意性を欠く自白であるから証拠から排除されるべきである上、被告人の自白等は、被告人が無罪であることを積極的に示していると主張する。

【当裁判所の判断の骨子】

当裁判所は、被告人が本件犯行の犯人であることを推認させる証拠価値のある証拠には、三つのねつ造があると認められ、これらを排除した他の証拠によって認められる本件の事実関係によっては、被告人を本件犯行の犯人であるとは認められないと判断した。

①被告人が本件犯行を自白した本件検察官調書は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、捜査機関の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって獲得され、犯行着衣等に関する虚偽の内容も含むものであるから、実質的にねつ造されたものと認められ、刑訴法319条1項の「任意にされたものでない疑のある自白」に当たり、②被告人の犯人性を推認させる最も中心的な証拠とされてきた5点の衣類は、1号タンクに1年以上みそ漬けされた場合にその血痕に赤みが残るとは認められず、本件事件から相当期間経過後の発見に近い時期に、本件犯行とは無関係に、捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされ、1号タンク内に隠匿されたもので、証拠の関連性を欠き、③5点の衣類のうちの鉄紺色ズボンの共布とされる端切れも、捜査機関によってねつ造されたもので証拠の関連性を欠くから、いずれも証拠とすることができず、職権で、これらを排除した結果、他の証拠によって認められる本件の事実関係には、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは、少なくとも説明が極めて困難である事実関係が含まれているとはいえず、被告人が本件犯行の犯人であるとは認められないと判断した。

以下においては、まず、本件検察官調書に関する弁護人の主張を検討した上で、次に、被告人の犯人性の根拠に関する検察官の主張について、最大の争点とされる5点の衣類に関する主張(本件主張②)のうち、1号タンクに1年余りみそ漬けされた場合にその血痕に赤みが残るか否かという争点を中心に、5点の衣類の一つである鉄紺色ズボンの共布とされた端切れの関連性についても検討し、最後に、その余の検察官の主張(本件主張①及び本件主張③)も検討して、上記判断に至った理由を説明する。